

保険者名	A1	A2	A3	A4	A5	A6	A7	A8	A9	AA	AB	AC	AD	AE	AF	事業開始年月
104257	孺恋村	○	○	-	-	○	○	-	-	-	-	-	-	-	○	平成28年3月
104265	草津町	○	○	-	-	○	○	-	-	-	-	-	-	-	○	平成28年3月
104281	高山村	○	○	-	-	○	○	-	-	-	-	-	-	-	○	平成28年3月
104299	東吾妻町	○	○	-	-	○	○	-	-	-	-	-	-	-	○	平成28年3月
104497	みなかみ町	○	○	-	-	○	○	-	-	-	-	-	-	-	○	平成28年3月
104646	玉村町	○	○	-	-	○	○	-	-	-	-	-	-	-	○	平成28年1月
105221	明和町	○	○	-	-	○	○	-	-	-	-	-	-	-	○	平成28年3月
105239	千代田町	○	○	-	-	○	○	-	-	-	-	-	-	-	○	平成28年3月
105247	大泉町	○	○	-	-	○	○	-	-	-	-	-	-	-	○	平成28年3月
105254	邑楽町	○	○	-	-	○	○	-	-	-	-	-	-	-	○	平成28年3月

総合事業サービス種類一覧

サービスコード	サービス種類名	サービス内容
A1	訪問型サービス（みなし）	総合事業のみなし指定を受けた事業者が請求するサービス種類。
A2	訪問型サービス（独自）	市町村が独自に単位数・地域単価を規定するサービス種類。単位数・地域単価以外の内容は国が規定する内容とする。
A3	訪問型サービス（独自/定率）	市町村が独自に内容を規定するサービス種類。利用者負担は定率。
A4	訪問型サービス（独自/定額）	市町村が独自に内容を規定するサービス種類。利用者負担は定額。
A5	通所型サービス（みなし）	総合事業のみなし指定を受けた事業者が請求するサービス種類。
A6	通所型サービス（独自）	市町村が独自に単位数・地域単価を規定するサービス種類。単位数・地域単価以外の内容は国が規定する内容とする。
A7	通所型サービス（独自/定率）	市町村が独自に内容を規定するサービス種類。利用者負担は定率。
A8	通所型サービス（独自/定額）	市町村が独自に内容を規定するサービス種類。利用者負担は定額。
A9	その他の生活支援サービス（配食/定率）	配食サービス。市町村が独自に規定するサービス種類。利用者負担は定率。
AA	その他の生活支援サービス（配食/定額）	配食サービス。市町村が独自に規定するサービス種類。利用者負担は定額。
AB	その他の生活支援サービス（見守り/定率）	見守りサービス。市町村が独自に規定するサービス種類。利用者負担は定率。
AC	その他の生活支援サービス（見守り/定額）	見守りサービス。市町村が独自に規定するサービス種類。利用者負担は定額。
AD	その他の生活支援サービス（その他/定率）	その他サービス。市町村が独自に規定するサービス種類。利用者負担は定率。
AE	その他の生活支援サービス（その他/定額）	その他サービス。市町村が独自に規定するサービス種類。利用者負担は定額。
AF	介護予防ケアマネジメント	市町村が独自に単位数・地域単価を規定するサービス種類。単位数・地域単価以外の内容は国が規定する内容とする。

請求誤り等による返戻依頼について

本会に1度提出した介護給付費明細書及び介護予防・日常生活総合支援事業費明細

書について、請求内容に誤り等があったため取り下げを行いたい場合は、返戻依頼を行っていただき、翌月以降に月遅れ請求として再請求していただくこととなります。

なお、県外利用者分についてはシステム処理上返戻できませんので、一度審査決定したのち翌月以降に該当保険者（市町村）に過誤処理依頼をしていただくこととなります。

返戻依頼書につきましては、本会ホームページに掲載してありますので、ダウンロードのうえ必要事項を御記載いただき、本会介護保険課までFAXにて御送信ください。



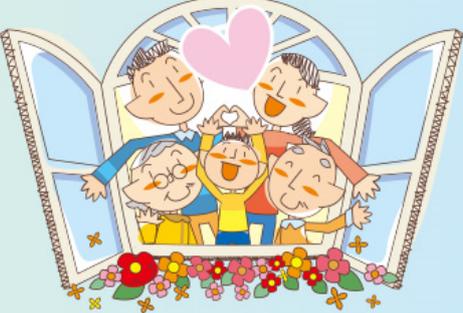
群馬県国民健康保険団体連合会

文字サイズ [小](#) [中](#) [大](#) 背景色の変更 [白](#) [黒](#) [通常](#)

[検索](#)

[アクセス](#) | [サイトマップ](#) | [リンク](#)

健康で元気な暮らしを
応援します。



- [一般の皆様へ](#)
- [保険医療機関
保険薬局等の皆様へ](#)
- [柔道整復施術所の
皆様へ](#)
- [介護保険事業所の
皆様へ](#)
- [障害福祉事業所の
皆様へ](#)
- [特定健康診査等
実施機関の皆様へ](#)
- [保険者の皆様へ](#)

- [10 インターフェース](#)
- [11 伝送請求データの確認方法と取消方法](#)
- [12 介護保険だより](#)
- [13 各種依頼書等](#)
- [14 インターネット請求について](#)



群馬県国民健康保険団体連合会

文字サイズ [小](#) [中](#) [大](#) 背景色の変更 [白](#) [黒](#) [通常](#)

[検索](#)

[アクセス](#) | [サイトマップ](#) | [リンク](#)

- [一般の皆様へ](#)
- [保険医療機関
保険薬局等の皆様へ](#)
- [柔道整復施術所の
皆様へ](#)
- [介護保険事業所の
皆様へ](#)
- [障害福祉事業所の
皆様へ](#)
- [特定健康診査等
実施機関の皆様へ](#)
- [保険者の皆様へ](#)

- [1 請求締切年月日・支払予定年月日](#)
- [2 請求明細書ひな型](#)
- [3 請求及び受領に関する届](#)
- [4 請求関係資料](#)
- [5 各種領票のみかた](#)
- [6 毎月過誤処理の方法](#)
- [7 書置情報提供システム](#)
- [8 サービスコード一覧](#)
- [9 エラーコード一覧](#)
- [10 インターフェース](#)
- [11 伝送請求データの確認方法と取消方法](#)
- [12 介護保険だより](#)
- [13 各種依頼書等](#)
- [14 インターネット請求について](#)

現在の位置： [ホーム](#) > [介護保険事業所の皆様へ](#) > [13 各種依頼書等](#)

13 各種依頼書等

アイコン右側の各ファイル容量は、ダウンロードする際の目安としてください。

介護給付費請求明細書返戻依頼書

県連合会で審査中の請求明細書を返戻にするための依頼書です。下の注意事項も併せて御確認ください。

- [介護給付費請求明細書返戻依頼書（提出用）（2.2 KB）](#)
- [介護給付費請求明細書返戻依頼書（記載例）（2.3 KB）](#)
- [介護給付費請求明細書返戻依頼書についての注意事項（6.3 KB）](#)

平成28年4月制度改正に伴う地域密着型通所介護の創設

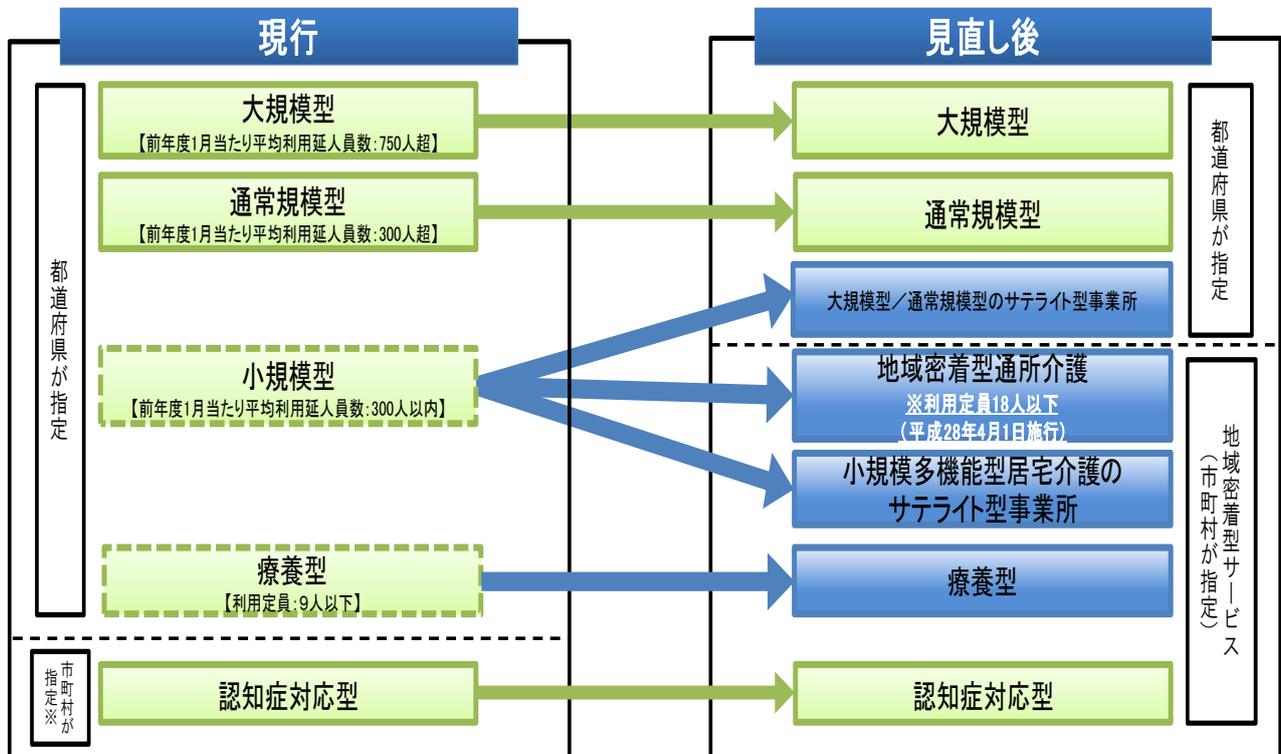
小規模の通所介護事業所については増加しており、地域との連携や運営の透明性を確保する必要があるため、地域密着型のサービスに移行することとなります。

このうち、地域密着型通所介護（サービスコード：78）については、利用定員18人以下とすることを予定しており、平成28年4月1日施行されます。

なお、利用定員9名以下である療養通所介護も、地域密着型サービスへ移行することとなります。

また、円滑に移行するため、市町村及び通所介護事業者の事務負担の軽減を図る観点から、地域密着型通所介護の指定については、みなし指定の枠組みが設けられています。

詳しくは、各市町村の介護事業担当にお問い合わせください。



※地域密着型サービス

※地域密着型サービスとした場合の市町村の事務等

- 事業所の指定・監督
- 事業所指定、基準・報酬設定を行う際、住民、関係者からの意見聴取
- 運営推進会議への参加 等

※地域密着型サービスは、市町村が指定を行うに当たって、関係者の意見の反映や当該事業の適正な運営を確保するために必要と認める条件を付することができる

問い合わせ先

群馬県国民健康保険団体連合会（介護保険課介護保険係）
 〒371-0846 群馬県前橋市元総社町 335 番地の 8 市町村会館 2 階
 TEL 027-290-1319（直通） FAX 027-255-5077
 ホームページ [http:// gunmakokuho.or.jp](http://gunmakokuho.or.jp)



※ 群馬県以外に所在の事業所様については、所在都道府県の国保連合会にお問い合わせをお願いいたします。